

議会運営委員会

平成29年6月27日（火）

午前10時01分開会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会をいたします。

本日の議会運営委員会につきましては、平成29年第2回の尾鷲市議会定例会について御協議をいただきたいと思います。

それでは、提出議案について、まず最初に市長のほうから御挨拶をいただきます。

○岩田市長 おはようございます。

本日は、平成29年第2回定例会のための議会運営委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に予定いたします議案につきましては、議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第40号、平成28年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案であります。また、報告といたしまして、報告第7号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成28年度事業報告及び決算についてが1件であります。これら提出議案の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長 総務課長説明の前に、申しおくれましたが、奥田議員はけがで通院のため欠席をしておりますので、報告をさせていただきます。

○下村総務課長 それでは、平成29年第2回尾鷲市議会定例会への提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは、提出議案等の目次となっております。本定例会の提出案件は、議案第35号から議案第40号までの6議案となります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1ページの議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてにつきましては、児童福祉法の改正に伴い、同条例の一部を改正するもので、改正の概要といたしましては、児童の健全な育成を図り、養育の質を全国的に一定の水準を確保するための研修を終了し、養子縁組里親名簿に登録された職員

の深夜勤務及び時間外勤務を制限するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてにつきましては、議案第35号同様、研修を終了し、養子縁組里親名簿に登録された職員の育児休業取得を可能とするため、また、育児休業の再取得や延長ができる特別な事情として、保育所等に入所できない場合についても対象となるよう、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第37号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正についてにつきましては、雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、8ページをごらん願います。

議案第38号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年4月1日より施行されたことに伴う同条例の一部改正であります。改正の概要といたしましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改正を行うものであります。

続きまして、議案第39号、平成28年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、議案第40号、平成28年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであります。それぞれ決算審査意見書をタブレットに入力しております。

12ページの報告第7号でございますが、公益法人尾鷲文化振興会の平成28年度事業報告及び決算についてにつきましては、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものであります。

以上で、提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長　今定例会に提出の議案につきまして御説明がありました。

ただいまの説明につきまして、御質疑、御意見がある方は御発言願いたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、ただいまの説明のとおり議案上程することといたします。

次に、会期及び議事日程案について説明をいただきたいと思います。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書２番目の会期及び議事日程案について御説明させていただきます。

会期は、７月４日火曜日から７月１９日水曜日までの１６日間でございます。会議はいずれも午前１０時開会とさせていただきます。

７月４日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第３５号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議案第４０号、平成２８年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの計６議案についてでございます。続きまして、報告、質疑、これは、報告第７号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成２８年度事業報告及び決算についての報告１件についてでございます。

次に、７月５日水曜日から７月７日金曜日まで議案調査、８日、９日は、土日のため休会となります。１０日月曜日、午前１０時より本会議を再開していただきまして、７月４日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。１２日水曜日は総務産業常任委員会、１３日木曜日は生活文教常任委員会、１４日金曜日は予算決算常任委員会、１５日から１７日は、土日及び祝日のため休会、１８日火曜日は予算決算常任委員会、１９日水曜日午前１０時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査内容の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

以上でございます。

○村田委員長　会期及び議事日程について説明がありましたが、これにつきまして御質疑、御意見のある方は御発言願いたいと思います。

○下村総務課長　矢浜保育園の用地取得に係る住民訴訟の判決が２６日に出されまして、訴えを却下するとの判決が出ましたのですが、控訴期日が７月１１日まであるということで、控訴された場合、弁護士費用、着手金、十数万だとは思われるんですが、それが追加提案させていただきたいと思っております。

○村田委員長　その追加提案をする日時については。

○下村総務課長　控訴できる期日が、判決文を受け取ってから２週間以内ということで、７月１０日、１１日ぐらいだとは思われるんですが、それ以前に出てくればすぐ出せるんですが、日にちのほうはそれ以降と。控訴されればということになりますので、日程のほうは、また打ち合わせさせていただきたいと思っております。

○村田委員長 総務課長から追加議案について可能性があるという説明でございましたけれども、これもあわせて、会期及び議事日程等について、御意見、御質疑はございませんか。

○三鬼（和）委員 ということは、12日、13日なりに、もし費用が要するようでしたら、議会運営委員会、本会議が行われると理解しておったらいんでしょうか。

○岩本議会事務局長 予算が出てくれば、議会運営委員会、全員協議会を開催していただきまして、その後、本会議で上程し、予算決算常任委員会に付託するという流れになると思います。

以上です。

○村田委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、会期及び議事日程及び追加議案の予定につきまして説明がありましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、一般質問発言通告書提出期限と4番の議案質疑発言の通告書提出期限、これについて説明を求めたいと思います。

○岩本議会事務局長 次に、事項書3番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによります7月6日の木曜日の午前11時、事項書4番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第7号につきましては、開会日前日の7月3日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、7月6日木曜日の午前11時、それともう一つ、事項書5番もよろしいですか。

○村田委員長 はい。

○岩本議会事務局長 事項書5番目の討論発言通告書提出期限につきましては、7月18日火曜日の午後5時とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○村田委員長 一般質問の発言通告書提出期限及び議案質疑発言通告書提出期限及び討論発言通告書提出期限、これについて事務局より説明がございました。

御質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 説明のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○岩本議会事務局長　　議案付託表案を今から通知させていただきますので、よろしくお願いたします。御参照賜りますようお願いいたします。

　　以上です。

○村田委員長　　以上で議会運営委員会を閉じます。

（午前 10 時 13 分　閉会）